

お知らせ

申請者各位

令和3年12月22日
令和4年2月一部改正
経済産業省
農水産室

令和3年度の関税分類番号(HSコード)の改正に伴う 輸入割当品目(水産物)の申請等について

輸入割当品目(水産物)のうち、「すけそうだら」、「たら」、「ほたて貝」、「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」、「水産物」、「あじ」、「いわし」、「にしん」、「さば」、「干しするめ」及び「いか」の関税分類番号(HSコード)が一部改正され、令和4年1月1日から施行されます。それに伴い、水産物の輸入割当てに係る申請等で使用するHSコード及び商品名が変更されます(別紙参照)。HSコードが追加され、商品名が変更されることとなりますが、HSコードの分類が変更されたことに伴うものであり、輸入割当の対象範囲が変更されたわけではありません。

このため、申請者におかれましては、令和4年1月1日以降の輸入割当・承認(IQ・IL)の同時申請に係る対応は、以下のとおりとなりますので御承知おきください。

なお、令和3年12月31日以前に交付されたILは、ILに記載されているHSコードの変更及び商品名の変更は不要なため、特段の手続きはありません。また、延長又は内容変更する場合であっても、ILに記載されているHSコードの変更及び商品名の変更は不要です。

○ IQ・ILの同時申請について

(1) 電子申請の場合

令和4年1月1日以降にIQ・ILを電子申請する場合、HSコードについては、同日から改正後の新HSコードが自動で表示されますので、特段の対応は不要です。商品名については、リストが新商品名に更新されていますので、そちらから商品名を選んでください。

(2) 紙申請の場合

令和4年1月1日以降にIQ・ILを紙申請する場合、IQ・ILの申請書には新HSコード及び新商品名を記載してください(別紙参照)。

<問合せ先>

経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 農水産室
水産班

TEL: 03-3501-0532

FAX: 03-3501-6006

(別紙)

■「すけそうだら」(令和3年4月20日付け輸入発表第1号)

現行		改正後(令和4年1月1日から)	
関税率表の 番号等	商品名	関税率表の 番号等	商品名
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のすけそ うだら(すけそうだらの卵を 除く。)並びにすけそうだら のフィッシュミール	0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05 <u>03・09</u>	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のすけそ うだら(すけそうだらの卵を 除く。)並びにすけそうだら の粉及びフィッシュミール

■「たら」(令和3年4月20日付け輸入発表第2号)

現行		改正後(令和4年1月1日から)	
関税率表の 番号等	商品名	関税率表の 番号等	商品名
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のたら並 びにたらのフィッシュミール	0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05 <u>03・09</u>	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のたら並 びにたらの粉及びフィッシ ュミール

■「ほたて貝」(令和3年4月20日付け輸入発表第3号)

現行		改正後(令和4年1月1日から)	
関税率表の 番号等	商品名	関税率表の 番号等	商品名
03・07	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のほたて 貝	03・07 <u>03・09</u>	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のほたて 貝並びにほたて貝の粉

■「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」（令和3年4月20日付け輸入発表第4号）

現行		改正後（令和4年1月1日から）	
関税率表の 番号等	商品名	関税率表の 番号等	商品名
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05 03・07	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のぶり、さ んま、貝柱及び煮干し並びに ぶり、さんまのフィッシュミ ール	0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05 03・07 <u>03・09</u>	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のぶり、さ んま、貝柱及び煮干し並びに <u>ぶり、さんま及び貝柱の粉並 びにぶり及びさんまのフィ ッシュミール</u>

■「水産物」（令和3年7月26日付け輸入発表第5号）

現行		改正後（令和4年1月1日から）	
関税率表の 番号等	商品名	関税率表の 番号等	商品名
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05 03・07	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥の水産物 （ただし、にしん、すけそう だら、たらの卵、いか及び干 しするめを除く。）並びにそ れらの魚種のフィッシュミ ール	0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05 03・07 <u>03・09</u>	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥の水産物 （ただし、にしん、すけそう だら、たらの卵、いか及び干 しするめを除く。）並びにそ れらの魚種、貝柱及びほたて <u>貝の粉並びにそれらの魚種 のフィッシュミール</u>

■「あじ」（令和3年7月26日付け輸入発表第8号）

現行		改正後（令和4年1月1日から）	
関税率表の 番号等	商品名	関税率表の 番号等	商品名
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のあじ並 びにあじのフィッシュミ ール	0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05 <u>03・09</u>	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のあじ並 びにあじの粉及びフィッシ ュミール

■ 「いわし」 (令和3年9月9日付け輸入発表第9号)

現行		改正後 (令和4年1月1日から)	
関税率表の 番号等	商品名	関税率表の 番号等	商品名
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のいわし 並びにいわしのフィッシュ ミール	0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05 <u>03・09</u>	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のいわし 並びにいわしの <u>粉</u> 及びフィ ッシュミール

■ 「にしん」 (令和3年9月9日付け輸入発表第10号)

現行		改正後 (令和4年1月1日から)	
関税率表の 番号等	商品名	関税率表の 番号等	商品名
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のにしん 並びににしんのフィッシュ ミール	0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05 <u>03・09</u>	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のにしん 並びににしんの <u>粉</u> 及びフィ ッシュミール

■ 「さば」 (令和3年9月9日付け輸入発表第11号)

現行		改正後 (令和4年1月1日から)	
関税率表の 番号等	商品名	関税率表の 番号等	商品名
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のさば並 びにさばのフィッシュミー ル	0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05 <u>03・09</u>	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のさば並 びにさばの <u>粉</u> 及びフィッシ ュミール

■ 「干しするめ」（令和3年11月1日付け輸入発表第13号）

現行		改正後（令和4年1月1日から）	
関税率表の 番号等	商品名	関税率表の 番号等	商品名
03・07	干しするめ	03・07 <u>03・09</u>	干しするめ及び干しするめ <u>の粉</u>

※ 「干しするめ」とは、水分量 30%未満のものをいいます。

■ 「いか」（令和3年2月26日付け輸入発表第19号、第20号）

現行		改正後（令和4年1月1日から）	
関税率表の 番号等	商品名	関税率表の 番号等	商品名
03・07	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵 及び塩水づけのいか	03・07 <u>03・09</u>	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵 及び塩水づけのいか <u>並びに</u> <u>いかの粉</u>

※ 「いか」とは、水分量 30%以上のものをいいます。